

勝浦町監査委員公表第1号

地方自治法第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和2年8月20日

勝浦町監査委員 西谷 康彦
同 松田 貴志

(別紙)

決 定 書

第1 請求人

住所 勝浦郡勝浦町 (略)

氏名 (略)

第2 請求の要旨

- 1 勝浦町においては、地籍調査事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により、勝浦町と上勝町が出資設立した一般社団法人かつうら国土と未来振興協会（以下、一般社団法人という）に委託することが予定されている。一般社団法人との随意契約は違法となるため、これまで同様に地籍調査事業の契約は地方自治法第234条第1項の指名競争入札とするよう求める。
- 2 勝浦町は、一般社団法人設立のため、出資金60,000千円を支出している。勝浦町長は、正当な理由なく一般社団法人設立のために公金を支出させたため、勝浦町に設立費用の返還と一般社団法人の解散を求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和2年6月23日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和2年6月24日から同年8月20日まで

2 監査の対象部署

農業振興課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年7月7日に、請求人から陳述の聴取及び追加事実証明書が提出された。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和2年7月27日に、農業振興課から弁明書が提出され、同年8月3日に同課関係職員から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方財政法

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

イ 地方自治法

第2条 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

ウ 地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

エ 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

オ 地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

- ア 地籍調査事業について、令和3年度から一般社団法人と随意契約を予定している。
- イ 令和2年3月19日、勝浦町と上勝町は一般社団法人を設立した。
- ウ 令和2年4月10日、勝浦町は一般社団法人設立のため出資金60,000千円を支出した。

(3) 監査委員の判断

ア 請求の要旨1について

請求人は令和3年度から勝浦町が実施する地籍調査事業の随意契約による発注を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の拡大解釈で違法であるとして、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札で行うべきであると主張している。

この点、同法167条の2第1項第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に随意契約の締結を認めるところ、最高裁は、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、(中略)普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが(中略)当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」は同号に該当すること、このような場合に該当するか否かは、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」ことを判示する(最高裁昭和62年3月20日判決参照)。

そして、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく勝浦町作成の「随意契約ガイドライン」(令和2年4月1日制定)は、上記判例に示された「必ずしも競争入札が不可能又は著しく困難ではないが、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約することが性質又は目的を達成するために妥当で、地方公共団体の利益の増進につながると判断されるもの」に該当する事例として「町の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)を

達成するため公共的団体を契約の相手方とするものであって、町長が必要と認めるもの」を挙げている。

これを本件についてみると、勝浦町の地籍調査事業については、従来の発注方法（指名競争入札）では毎年受託者が変わることがあり、調査データの引き継ぎミスや土地所有者の情報共有不足等が発生していた。随意契約により一般社団法人と継続的な業務発注が可能となり、データの引き継ぎ等が必要なくなり、地元推進委員や町担当職員の負担が軽減され、業務の効率化が図られる。本町の行政課題である地籍調査の円滑な推進を図るためにも、随意契約による発注が必要である。

そのため、「町の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）を達成するため公共的団体を契約の相手方とするものであって、町長が必要と認めるもの」に該当するといえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に照らし合わせても、地方公共団体の裁量権から逸脱しているとは言い難く、その目的を達成する上で、政策的見地からより合理的であるとする町の弁明はこれを是認できる。

イ 請求の要旨2について

請求人は勝浦町が一般社団法人設立時に出資金として支出した60,000千円について、算出根拠が不明確で、正当な理由がない不当な公金支出として、出資金の返還と一般社団法人の解散を求めている。

財務会計行為の違法性、不当性に関する判断としては、地方自治法第232条の2の規定により、地方公共団体が行う寄附又は補助は、公益上必要がある場合に限られる。公益上必要があるか否かは地方公共団体の長及び議会が裁量によって個々の事案ごとに認定することとなる。

このように、地方自治法第242条第1項の規定による裁量的財務会計行為に関しては、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に違法と判断され（最高裁平成25年3月28日判決参照）、裁量権の逸脱、濫用に至らない程度の不合理な行為があった場合に、不当と評価されるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、出資金60,000千円（上勝町60,000千円、合計120,000千円）は、平成30年度の上勝町第3セクターの決算経費99,548千円を基に算出されており、職員増員予定を考慮すると妥当な額であると判断できるため、地方自治法第2条第14項や地方財政法第4条第1項に抵触するとはいえない。

い。本件、出資金の支出については、地方公共団体の長の判断に裁量権の逸脱、濫用があるとはいえない。また、裁量権の不合理的行使があるとはいえない。従って、本件の財務会計行為に違法又は不当であるということとはできない。

ウ 結語

よって1及び2については、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

なお、地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。これについても「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。(最高裁昭和53年10月4日判決参照)(大阪高裁平成17年7月27日判決参照)と判示されている。

(4) 意見

今回の監査結果に基づき、勝浦町長及び地籍調査担当職員に対して次のとおり意見を述べる。

令和3年度から新たに随意契約による地籍調査事業の発注を予定しているが、競争入札を原則とする契約において、随意契約は例外規定であるため、「随意契約ガイドライン」に則り、適正かつ円滑な運用を図ること。さらに、多くの地方公共団体で随意契約の結果をホームページ等で公表していることから、本事業の推進にあたり本町においても入札契約適正化法の趣旨に基づき、契約手続きの透明性・公平性を図ることを目的に随意契約の結果(契約内容、金額及び随意契約理由等)を公

表することを強く求める。

また、一般社団法人の運営に関して、地域住民はもとより、町内企業の理解や協力がなければ、本来の目的を達成することは難しい。今後の公共事業を含めた行政事務全般の円滑な推進を図るためにも、一般社団法人に対して、積極的な情報公開や、町内企業と綿密なコミュニケーションが図れる環境づくりの構築に向け努めるよう意見されたい。

令和2年8月20日

勝浦町監査委員 西谷 康彦
同 松田 貴志